

保護者の皆様  
学生の皆様

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

○事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金10万円を支給する事業です。

○支給対象者

1. 日本学生支援機構給付奨学金の利用者（2021年12月10日に振込のあった方）は、申請不要で支給されます。

2. 以外の方（下記①～⑤に該当する方）については、申請が必要です。

- ① 原則として自宅外で生活をしていること
- ② 家庭から多額の仕送りを受けていないこと
- ③ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ④ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること
- ⑤ 第一種奨学金（無利子奨学金）等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること

3. 申請期間

**2022年1月17日（月）16時〆切**

**※申請期間外の申請は無効となります。期限後の申請は受け付けることができません。**

**※本学ではスマートフォン、WEBでの申請は行いません。書類での提出が必要です。**

※詳細については、WebClassを確認してください。